

【無償化の手続きに必要な書類】

① 施設・サービスを利用する前に提出が必要なもの

施設・サービスの種類	提出する書類の名称	添付が必要な書類	提出先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園 (子ども・子育て支援新制度未移行) ・ 国立大学附属幼稚園 ・ 特別支援学校幼稚部 	子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第1号)	特になし	利用する幼稚園等 (幼稚園等を通して居住する市町村へ提出されます。)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記施設及び認定こども園(教育標準時間)における預かり保育 ・ 認可外保育施設 ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業 ・ ファミリー・サポートセンター 	子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)	保育の必要性を確認する必要があることから、父母各々の下記に当てはまる状況に応じた添付書類が必要です。 《※下記参照》 ※0歳から2歳児の場合、課税(非課税)証明証の添付が必要な場合があります。	居住する市町村

※ 利用する施設・サービスや父母の就労状況等に変更があった場合、変更の手続きが必要です。

※ 無償化関係の書類については、市子育て応援課窓口・市ホームページから入手できます。

《※保育の必要性を確認するための添付書類》(父母各々で必要です。)

保育要件	状況	確認書類
就労	居宅外で労働することを常態としている場合	○就労証明書
	居宅内で子どもと離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている場合	・ 自営業であることがわかる書類 (直近の確定申告書の写し等)
妊娠・出産	産前(出産予定日の8週間前の日が属する月の初日から) 産後(出産日の8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで)	○疾病・出産等申立書 ・ 母子手帳の写し(表紙と出産予定日が確認できるページ)
疾病、障害	親本人が疾病又は心身障害者等の場合	○疾病・出産等申立書 ・ 診断書(病状等により保育が必要な旨を明記してあるもの) ・ 身体障害者手帳等の写し
介護等	病人や心身障害者の介護をしている場合	○介護・看護状況申告書 ・ 診断書(病状等により保育が必要な旨を明記してあるもの)
求職活動	求職中、起業準備中の場合 ※求職中の場合、認定期間は3か月。	○求職活動申立書 ・ 求職中であることがわかる書類の写し ・ 起業中であることを証明する書類の写し
就学	学生(職業訓練校、保護者が将来就労につながる就学を含む)の場合	○申立書 ・ 在学証明書、学生証、時間割等のスケジュールがわかるもの等

※ 「確認書類」欄の「○」が付いたものについては、市子育て応援課窓口又は市ホームページで入手できます。

② 施設・サービスを利用した後に必要な書類

施設・サービスの種類	提出する書類の名称	添付が必要な書類	提出先
<ul style="list-style-type: none"> • 幼稚園等での預かり保育 • 認可外保育施設 • 一時預かり事業 • 病児保育事業 • ファミリー・サポート・センター 	施設等利用費請求書 (償還払い用)	利用施設等が発行する 「領収証」と「提供証明 証」 ※ファミリー・サポート・センター利用 の場合は「活動報告書」	サービスを受けた施設 (居住する市町村への直接 提出も可) ※複数施設・サービスを利用さ れた場合はまとめて請求も 可

※ 無償化関係の書類については、市子育て応援課窓口・市ホームページから入手できます。